

保 医 発 0 7 2 1 第 1 号

平 成 2 8 年 7 月 2 1 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、別添の保険医療機関において、平成28年6月22日に提出すべき平成27年4月から平成28年3月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成28年8月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

保険医療機関名		住所	適用期間
医療法人徹仁会厚別耳鼻咽喉科病院	004-0065	北海道札幌市厚別区厚別西5条1丁目16番22号	平成28年8月1日から 平成28年8月31日
独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院	981-8563	宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	
国際医療福祉大学病院	329-2763	栃木県那須塩原市井口537-3	
医療法人啓仁会平成の森・川島病院	350-0123	埼玉県比企郡川島町大字畑中478番地1	
公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター	279-0001	千葉県浦安市当代島3-4-32	
東京歯科大学市川総合病院	272-8513	千葉県市川市菅野5-11-13	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院	272-8516	千葉県市川市国府台1-7-1	
医療法人社団清智会清智会記念病院	192-0904	東京都八王子市子安町3-24-15	
湘南泉病院	245-0009	神奈川県横浜市泉区新橋町1784番地	
菊川市立総合病院	439-0022	静岡県菊川市東横地1632番地	
西本病院	467-0856	愛知県名古屋市長久区新開町24-38	
医療法人相愛会相原第二病院	545-0052	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋3-12-10	
医療法人京昭会ツチ病院	534-0014	大阪府大阪市都島区都島北通1丁目22番6号	
医療法人友朋会栗林病院	791-0101	愛媛県松山市溝辺町甲331番地	
医療法人小西第一病院	818-0068	福岡県筑紫野市石崎一丁目3番1号	
副島整形外科病院	843-0024	佐賀県武雄市武雄町大字富岡7641番地1	
医療法人幸仁会飯田病院	885-0072	宮崎県都城市上町9-10	
医療法人緑水会宜野湾記念病院	901-2211	沖縄県宜野湾市宜野湾3丁目3番13号	